

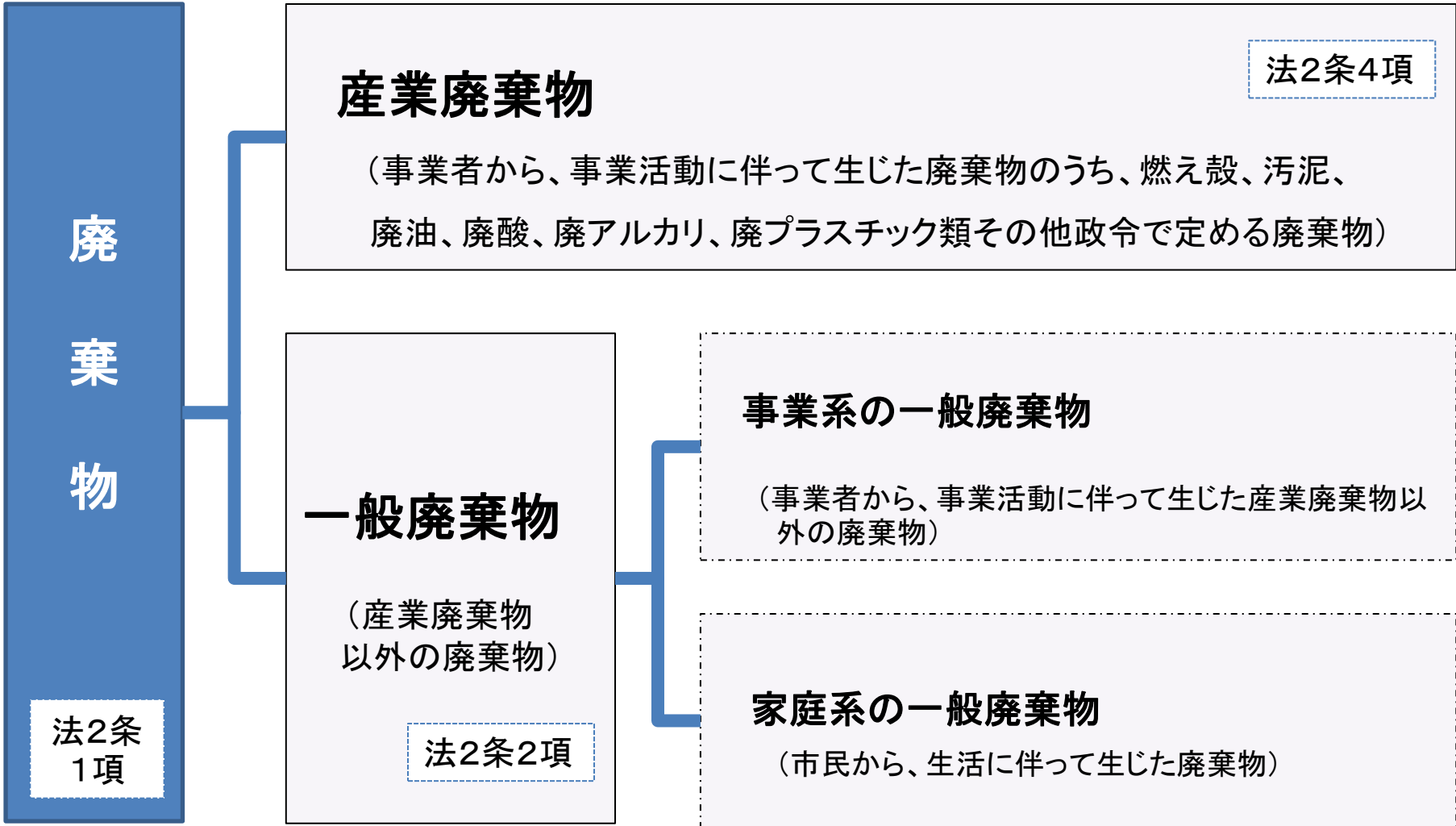
家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係る マーケット・サウンディング(市場調査)説明会資料 (2012年9月21日開催)

- | | |
|----------------------------------|-------|
| 1 はじめに(廃棄物の処理について) | ・・・ 2 |
| 2 大阪市の廃棄物処理について
(ごみ収集輸送事業の現状) | ・・・ 4 |
| 3 府市統合本部で検討された基本的方向性(一般廃棄物) | ・・・10 |
| 4 マーケット・サウンディング(市場調査)の実施について | ・・・17 |

1 はじめに(廃棄物の処理について)

(1) 廃棄物の種類

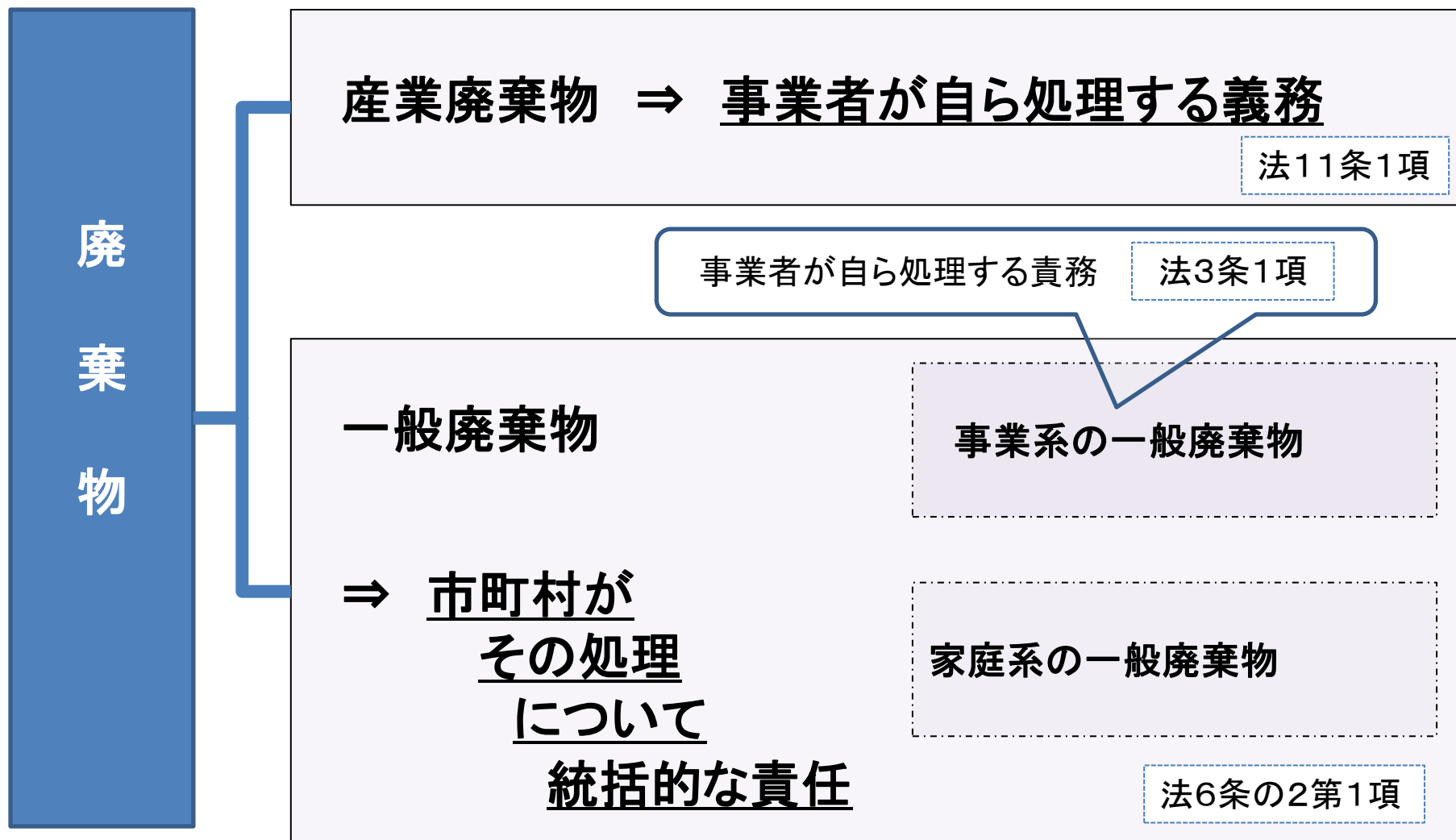
法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律



1 はじめに(廃棄物の処理について)

(2) 廃棄物の処理責任

法: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律



2 大阪市の廃棄物処理について(ごみ収集輸送事業の現状)

(1) 大阪市の一般廃棄物の処理

区分	収集輸送	焼却	埋立
家庭系の一般廃棄物	直営(現業職員)による 収集輸送及び中継地管理	市施設(焼却工場)で処理 (直営で運営)	市施設(北港1区)で処分 (直営で運営)
事業系の一般廃棄物	許可業者による収集運搬	(ただし、事業系は 有料で処理)	

この範囲の業務を民間化

2 大阪市の廃棄物処理について(ごみ収集輸送事業の現状)

(2) 大阪市が実施している収集輸送事業(1／2)

項目	収集品目など	収集頻度	処理量(年)
普通ごみ収集	台所ごみ、せとものなど	2回／週	約408, 000t
資源ごみ収集	空き缶、空きびん、ペットボトルなど	1回／週	約25, 000t
容器包装プラスチック収集	プラスチック製の容器包装廃棄物(ボトル、袋など)	1回／週	約19, 000t
粗大ごみ収集	家具や家庭電化製品等(家電リサイクル法の対象品目は除く。)	有料・申告制	約12, 000t
小物金属類収集	アイロン、携帯電話、傘など	無料・申告制	(半年)約3t 平成23年10月から 3区で実施
環境ごみ収集	不法投棄されたごみなど	随時	約7, 000t
古紙・衣類収集	新聞・段ボール・紙パックなど		平成25年2月から 6区で実施 平成25年10月から 全市域で実施予定

2 大阪市の廃棄物処理について(ごみ収集輸送事業の現状)

(2) 大阪市が実施している収集輸送事業(2／2)

項目	収集品目など	収集頻度	処理量(年)
死獣(犬、猫) 胞衣汚物収集	犬、猫等の死体 胞衣(胎盤等)、人体四肢、内臓など	随時	約29, 000件
拠点回収 (所定の受付 場所で回収)	紙パック、乾電池、蛍光灯管・水銀体温 計、インクカートリッジ、マタニティウエ ア・ベビー服・子ども服	随時	約350t
中継地管理	資源ごみ、プラスチック製の容器包装 廃棄物の中継地(集積場所)の管理		
ふれあい収集	一人暮らしのおとしより等で、ごみの持 ち出しが困難な方々を対象として、家庭 まで収集に伺う。	申し込み制 随時又は定期	
車両整備	上記各収集作業に使用する小型パッ カー車等の車検、定期整備、修理等		
上記各業務に 付随する業務	作業管理、災害対策など		

2 大阪市の廃棄物処理について(ごみ収集輸送事業の現状)

(3) 大阪市の収集体制

◎大阪市の家庭ごみ収集輸送事業の主な特徴

○各戸収集

- ・大阪市では、複数の市民が一つのごみステーションに出したごみを収集するのではなく、市民がそれぞれ自分の家の前に出したごみを収集する「各戸収集」を原則として実施している。

○狭隘道路地域対策

- ・パッカー車等の入れない地域については、パッカー車等の入れる道路まで市民にごみを持ち出してきてもらうか、軽四輪車で収集する作業形態をとっている。

2 大阪市の廃棄物処理について(ごみ収集輸送事業の現状)

(3) 大阪市の収集体制(民間化を予定する業務)

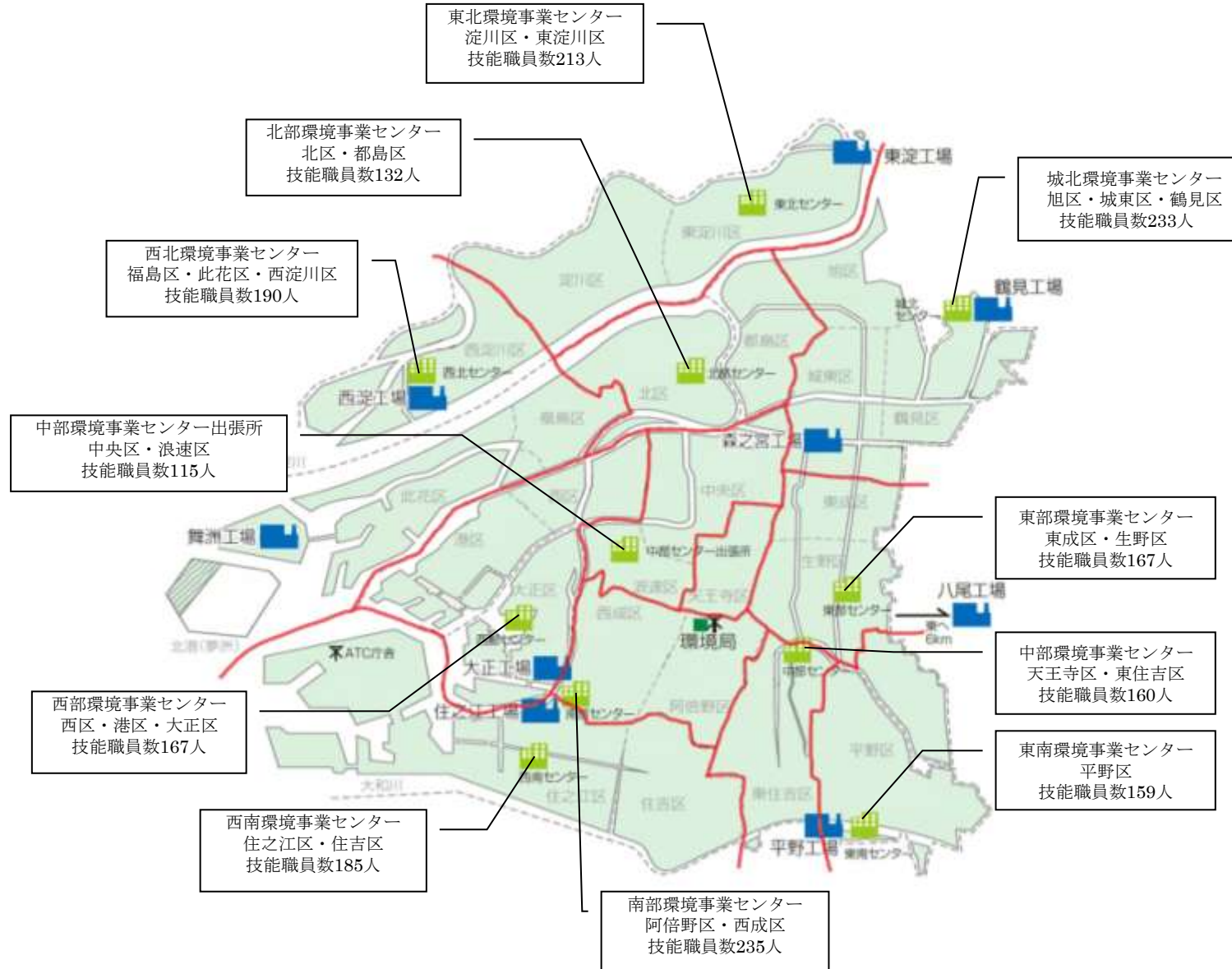
○現業職員数 1, 956人(平成24年4月1日現在)
 (内) 収集運転等 1, 891人
 自動車整備 65人

○車両台数 約750台
 (主な車種) 小型プレス車
 小型パッカー車
 小型四輪車
 軽四輪車
 中型パッカー車

○事業所数 11か所
 (1事業所が1～3区の収集輸送業務を担当)

2 大阪市の廃棄物処理について(ごみ収集輸送事業の現状)

(3) 大阪市の収集体制



3 府市統合本部で検討された基本的方向性(一般廃棄物)

(1) 府市統合本部で示されたごみ収集輸送事業についての基本的方向性

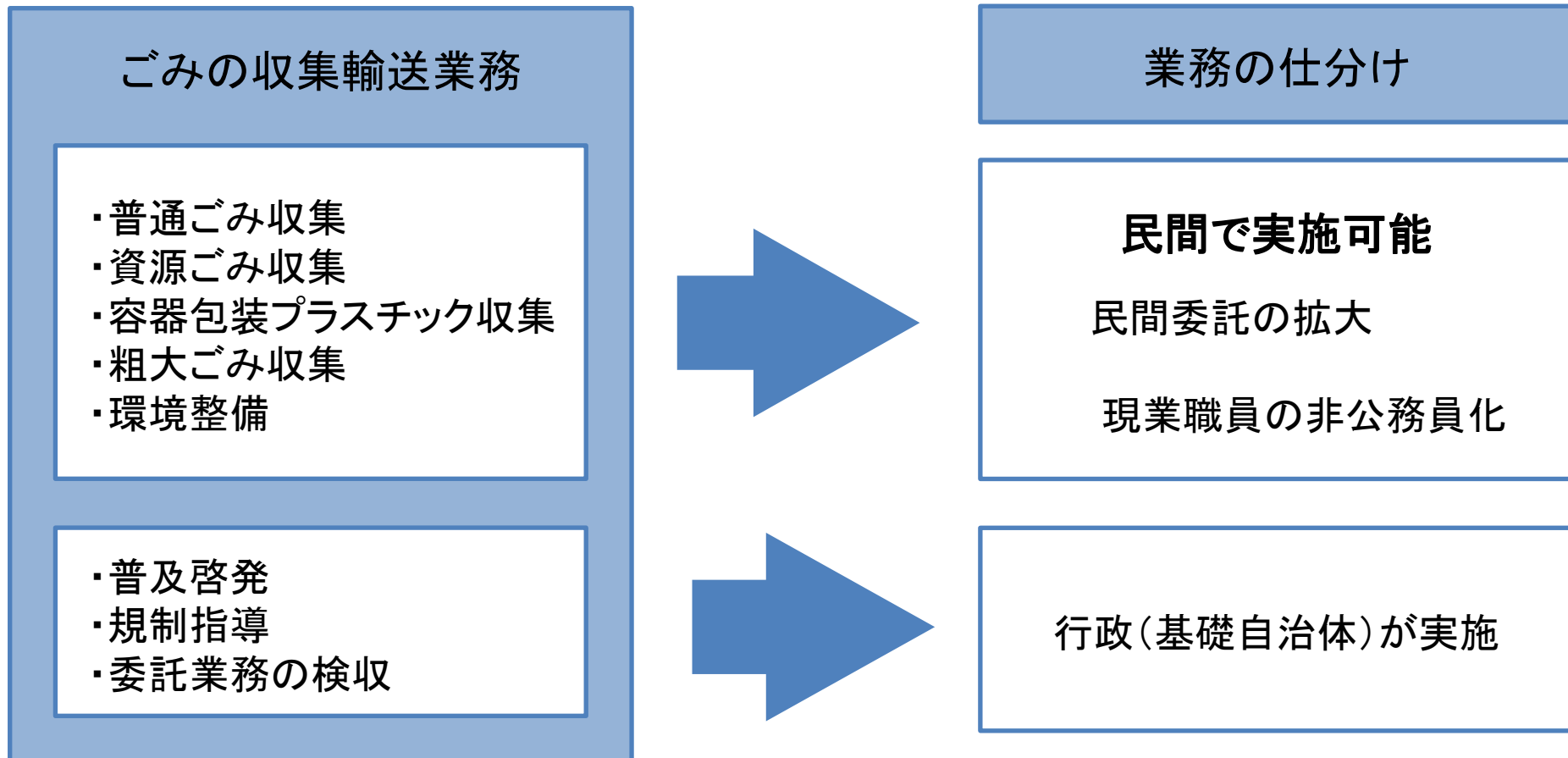
- ① 受皿組織設立時に現業職員の非公務員化を図る。

※受皿組織設立にあたっては、民間活用を主体とした運営形態を優先的に検討する。

- ② その後、業者育成を図りつつ民間委託を拡大し、
可能な限り早期に完全民間化(市場開放・競争化)を図る。

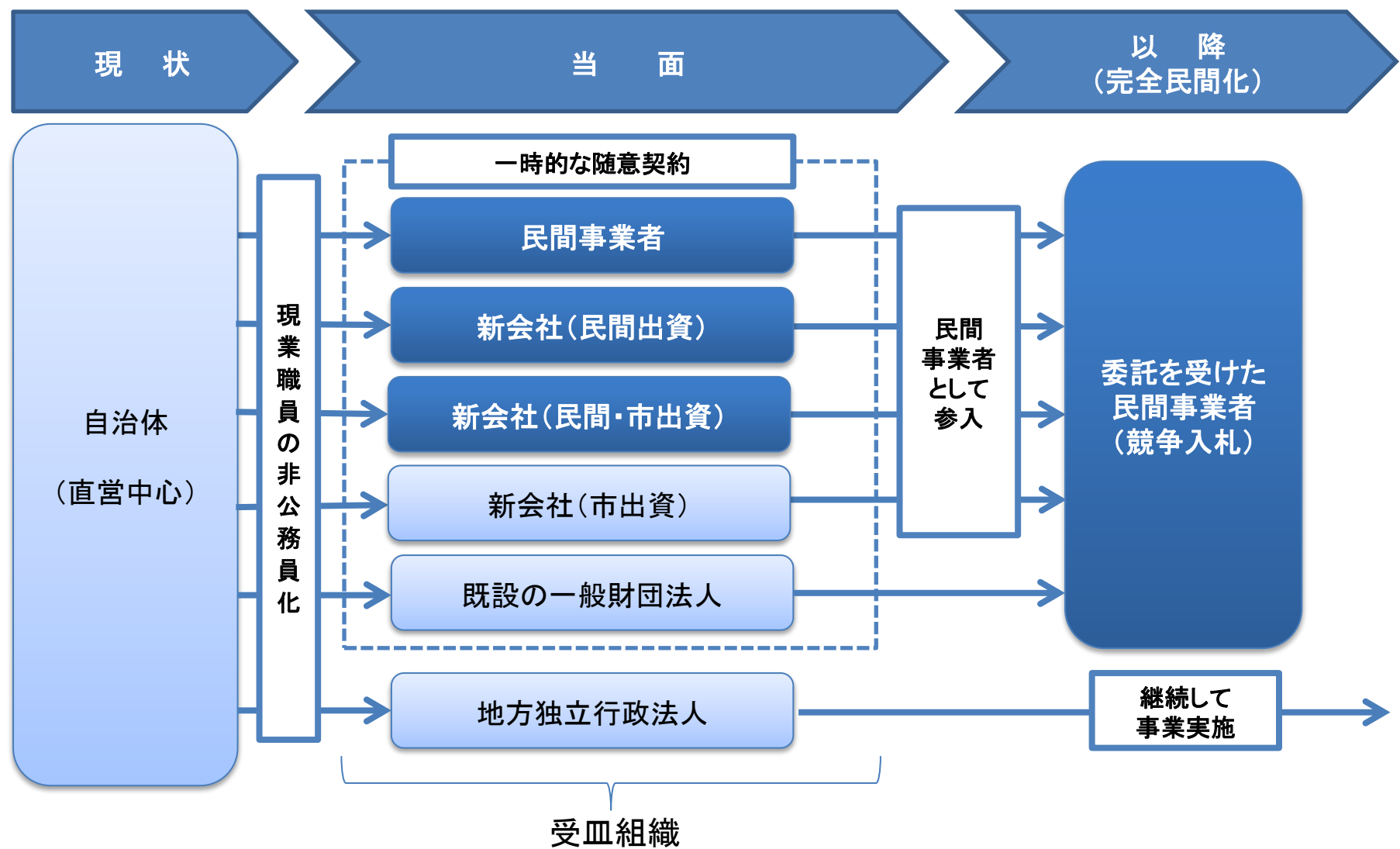
3 府市統合本部で検討された基本的方向性(一般廃棄物)

(2) 大阪市が実施しているごみ収集輸送業務の内容と業務の仕分け



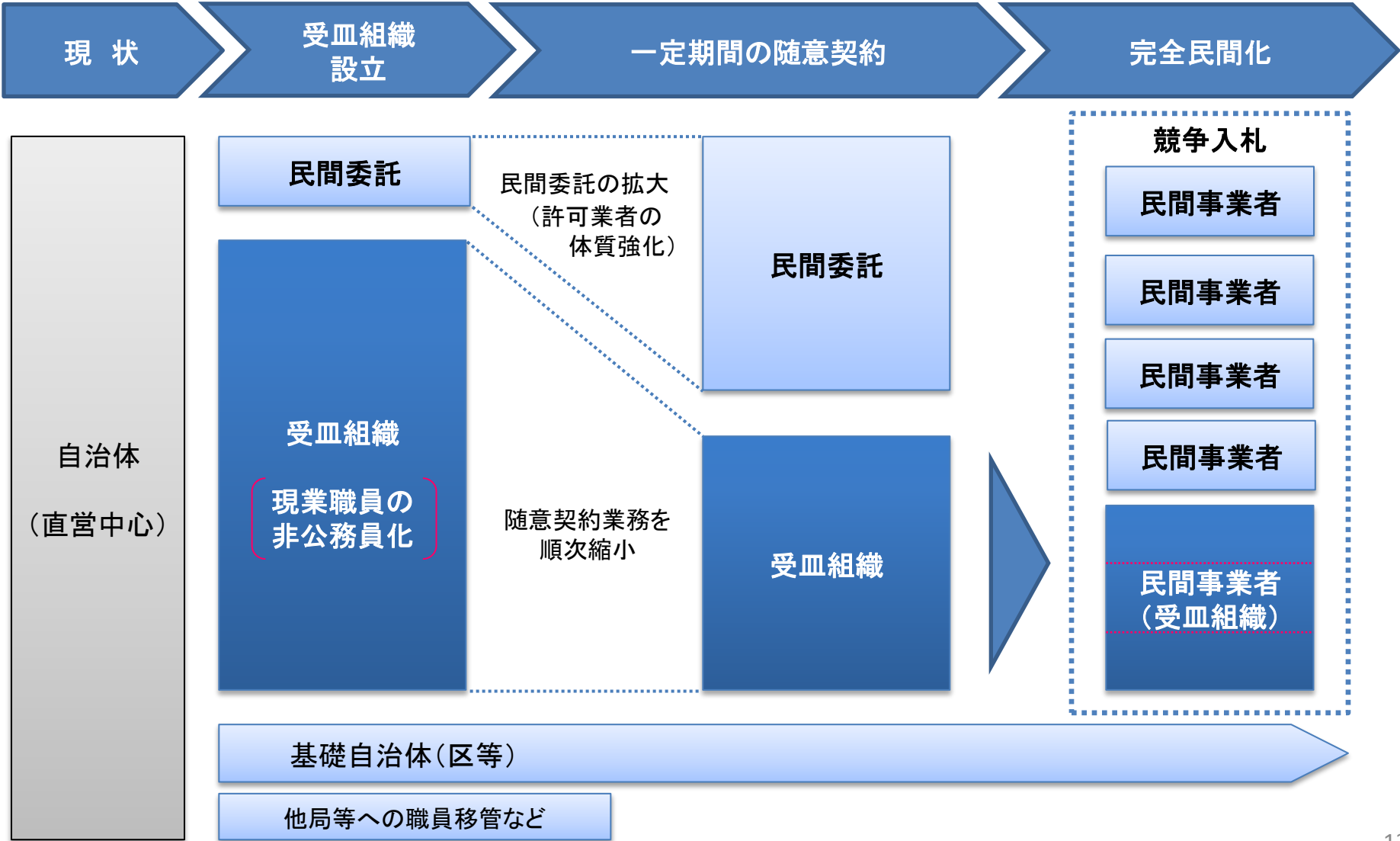
3 府市統合本部で検討された基本的方向性(一般廃棄物)

(2) 受皿組織として考えられる経営形態



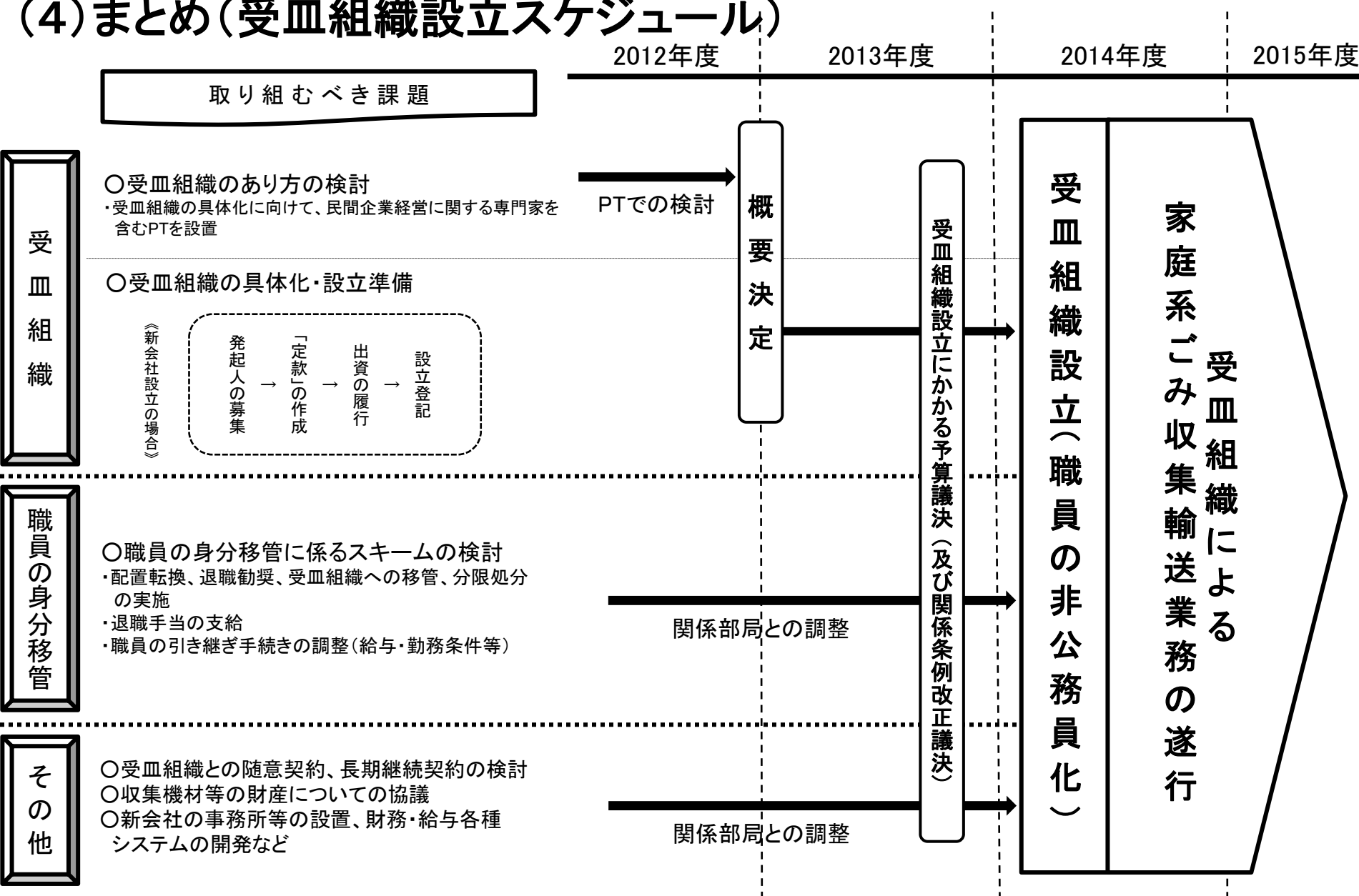
3 府市統合本部で検討された基本的方向性(一般廃棄物)

(3) 収集輸送業務の運営形態



3 府市統合本部で検討された基本的方向性(一般廃棄物)

(4)まとめ(受皿組織設立スケジュール)



3 府市統合本部で検討された基本的方向性(一般廃棄物)

(5) 受皿組織設立に向けての検討(民間活用の検討)

収集輸送業務については、『民でできることは民へ』の方向性に基づき、受皿組織の運営形態である下記①～⑥のうち、民間活用を主体とした運営形態である①～③を優先的に検討することとする。

- ①「民間事業者」
 - ②「新会社設立（民間出資）」
 - ③「新会社設立（民間・市出資）」
 - ④「新会社設立（市出資）」
 - ⑤「一般財団法人（既設）」
 - ⑥「地方独立行政法人」
- 民間活用を主体とした
運営形態

現在、受皿組織への出資等の可能性について、関連企業へのヒアリングを行っているところであるが、現時点で次頁の主だった課題等が浮かび上がっている。

3 府市統合本部で検討された基本的方向性(一般廃棄物)

(6) 受皿組織設立に係る課題

受皿組織の設立について、これまで関連企業へのヒアリングを行ってきたが、次の点について、課題が浮かび上がっている。

- ① 事業の成長性・将来性の不透明感
- ② 職員の引き受けのリスク
- ③ 交通事故等のリスク
- ④ 企業の工夫・合理化等には限界

4 マーケット・サウンディングの実施について

(1) マーケット・サウンディング(市場調査)とは

潜在的な市場参加者に対して、事前に意見や提案を求め、市場を把握する調査

※他都市等における実施事例

・横浜市

用途廃止施設の活用の検討に関する

「サウンディング型市場調査」の実施

・国土交通省

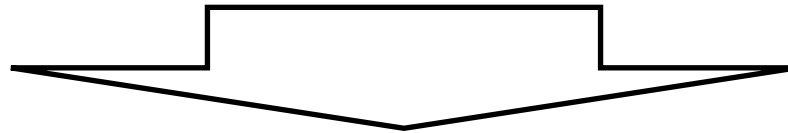
国管理空港の運営の民間委託に関する

「マーケット・サウンディング」の実施(予定)

4 マーケット・サウンディングの実施について

(2) マーケット・サウンディング(市場調査)の効果

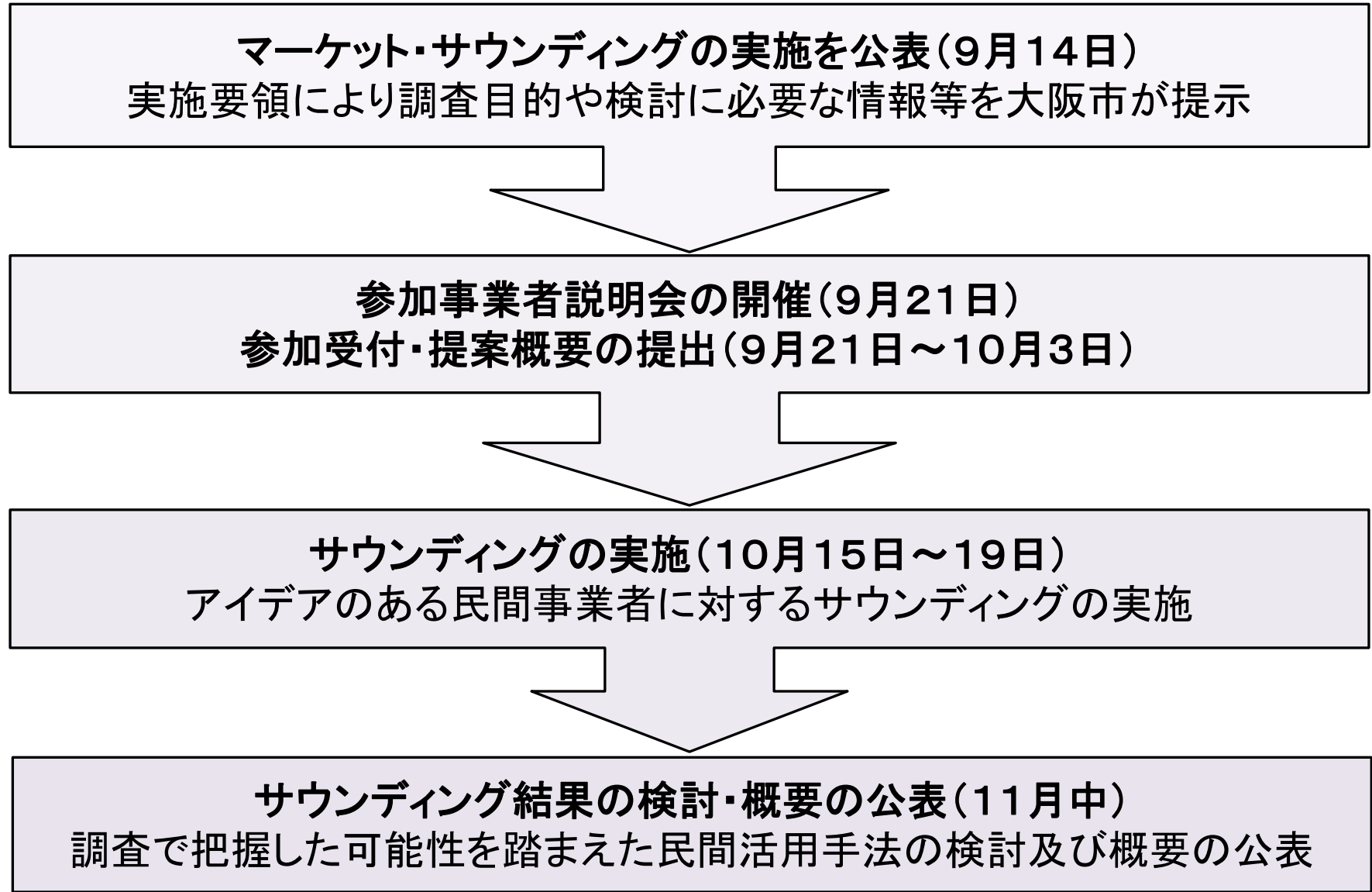
- ・ 早期の検討段階で民間事業者から広く意見や提案を求め、対話を通して市場性の有無や新たな運営形態(受皿組織)についてのアイデアを得ることにより、幅広い検討が可能になる。
- ・ 行政課題等を提示して対話することにより、課題の解決に向けて民間事業者のノウハウを生かした活用案の検討が可能になる。



各種課題の解決を図り、民間活用を主体とした受皿組織の設立に向けた具体的な検討を行うためには、民間事業者に対するサウンディングを実施することが有効であると考えられる。

4 マーケット・サウンディングの実施について

(3) マーケット・サウンディングの実施方法(流れ)



4 マーケット・サウンディングの実施について

(4) マーケット・サウンディングでの対話内容

現在、大阪市が実施している家庭系ごみ収集輸送事業を民間が事業として実施する場合について、民間事業者の創意工夫を活かした幅広いアイデアをご提案ください。

- ・実施可能な事業内容、規模
- ・上記事業を実施するための経費(人件費等)
- ・大阪市が現在本事業に使用している資産(車両・事業所)の活用方法等



◎どのような業務内容及び業務規模で大阪市が委託すれば、民間事業者として参入しやすいか(大阪市からの委託業務として受けやすいか)

【例えば、1事業所で実施されている業務単位で発注すべき、資源ごみ収集など品目ごとに発注すべき等】

4 マーケット・サウンディングの実施について

(4) マーケット・サウンディングでの対話内容

◎どのような出資形態(事業を引き取る、新法人を設立する、大阪市が設立する法人に出資する)であれば、民間事業者として参入しやすいか。

◎また、出資の規模がどの程度であれば、民間事業者として参入しやすいか。

【例えば、出資規模が大きい(大阪市全域の普通ごみ収集を受託できる程度)方が望ましい、小さい規模で受託できる方が
良い等】

4 マーケット・サウンディングの実施について

(4) マーケット・サウンディングでの対話内容

◎ご提案にあたっては、現在、大阪市が家庭ごみ収集輸送事業を実施するために使用している次の機材・施設の利用方法（有償譲渡、貸与など）もお聞かせください。

- ・車両（中型パッカー車、小型プレス車、小型パッカー車、小型四輪車、軽四輪車）
- ・環境事業センター

4 マーケット・サウンディングの実施について

(4) マーケット・サウンディングでの対話内容

◎ご提案いただいた事業の内容・規模について、貴企業・団体が事業者として実施する場合、必要と考えられる総経費（人件費・物件費、利益を含む）についてもお聞かせください。

なお、庶務、人事管理業務などの間接部門の整備について併せてご検討ください。

4 マーケット・サウンディングの実施について

(4) マーケット・サウンディングでの対話内容

提案にあたりましては、本事業が市民の生活環境の確保・維持のために重要であること、また現業職員の受皿となるものであることから、次の項目について考慮いただきますようお願いいたします。

- ①事業実施に係るサービスの質の維持（災害時など緊急時対応を含む）
- ②現業職員の雇用方法（正規雇用など）



◎普通ごみなどの即日収集（ごみの取り漏れ等への対応）、不法投棄対策、災害など緊急時の対応についても、大阪市からの指示等により、迅速かつ適切に実施していただく必要があります。どのような実施体制をとり対応するのかお聞かせください。

4 マーケット・サウンディングの実施について

(4) マーケット・サウンディングでの対話内容

◎現在当該業務に従事する「現業職員」の雇用をお願いしたいと考えていますが、雇用できる人数、雇用形態（正規職員など）、条件（給与水準、福利厚生など）について、どのように対応することができるのかお聞かせください。

4 マーケット・サウンディングの実施について

(4) マーケット・サウンディングでの対話内容

◎提案いただいた事業の実施を実現するための条件（業務発注の際に大阪市に考慮してほしい内容・取り除いてほしい制約など）についてもお聞かせください。

【例えば、委託契約は複数年契約の方が望ましい等】

4 マーケット・サウンディングの実施について

(4) マーケット・サウンディングでの対話内容

◎なお、本事業は大阪市からの委託事業となることから、事業実施に当たっては廃棄物処理法等の関係法令に従って実施することが基本になります。

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抄)

第6条の2 2項

・市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(一般廃棄物処理基準)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

4 マーケット・サウンディングの実施について

(4) マーケット・サウンディングでの対話内容

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(抄)

第4条

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)

- ・市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。
- ・受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- ・受託者が自ら受託業務を実施する者であること。
- ・委託料が受託業務を遂行するに足る額であること。等

4 マーケット・サウンディングの実施について

(5) マーケット・サウンディング実施のポイント

- ・サウンディングの実施にあたっては、収集輸送業務の内容(作業内容、職員数、給与水準、コスト、資産など)について、可能な限り詳細な情報を提供します。
- ・提案資料については、様式は問いませんが、可能な限り具体的な提案資料としてください。
- ・サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に非公開で行います。
- ・参加事業者の名称は公表しません。
- ・参加に要する費用は、参加事業者の負担となります。

4 マーケット・サウンディングの実施について

(5) マーケット・サウンディング実施のポイント

- ・サウンディングに参加できる人数は1グループ4名までとします。
- ・所要時間は1グループ60～90分を目安とします。
- ・必要に応じて複数回のサウンディングを行うことがあります。
- ・運営形態に関する公募等が行われた場合、当サウンディングへの参加実績は優位性を持つものではありません。また、サウンディング参加への対価、結果に対する報酬等の提供はありません。
- ・サウンディングの実施結果については、アイデア及びノウハウの保護に配慮した上で概要を公表します。

4 マーケット・サウンディングの実施について

(6) マーケット・サウンディングへの参加受付

- ・サウンディングへの参加は、「マーケット・サウンディング参加申込書・提案の概要」に必要事項を記入のうえ、電子メールでお申し込みください。

参加受付期限：平成24年10月3日(水)まで

- ・サウンディングの実施日時は、後日改めて参加事業者にメールでご案内します。

どうぞよろしく願います。